

アマチュア無線と社会貢献活動

アマ無線は、激甚災害などの発生時においては、公的通信(公衆回線)などが全滅したような場合に、その寸断期間に限って、超法規的に電波法に定める「非常通信」が認められることになります。

この「超法規的」というのは、これまで、アマ無線は「営利目的でない」ことは勿論ですが、これに加えて「第三者からの依頼を受けての通信」は法令違反とされていました。「非常通信」の場合は、後者の条件などを超法規的に認めるものです。

つまり、「非常通信」の法的な建付けは、極めて「公的通信」の補完的な意味合いの強いもので、災害時の社会貢献を想定した制度ではありません。

ところが、このアマ無線が、令和3年3月の電波法関連の諸規定の改正を始めとして、営利目的でない地域社会のための純粋なボランティア活動として、地域団体や関係官署などと連携して、災害時に限らず、広く社会貢献活動が出来るようになりました。

防災面でも、南海トラフ大震災が大きな確率で想定されている現在、これに対する防災対策などは国や自治体、地域社会にも喫緊の課題ですが、この関連法制の改正により、災害時対応でも、アマ無線は、発災前後に限らず非常災害時対応として、その事前準備から災害復旧時までのシームレスな地域貢献活動(情報発信や情報共有による防災・減災活動)が実践できるようになりました。